

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、人口 45,550 人（令和 7 年 1 月 31 日現在）である。令和 2 年国勢調査では 47,625 人で、平成 27 年国勢調査時 51,404 人と比べると、5 年で 3,779 人（7.4%）の減少となっている。

人口の推移では、昭和 60 年（1985）年に 62,781 人と最も多く、以降は年々減少し続けている。今後もこの傾向が続き、平成 27 年を基準とする将来推計では、令和 27（2045）年には約 6 割にあたる 31,000 人程度まで減少すると推計されている。

人口の構造割合を平成 27 年と令和 2 年とで比較してみると、15 歳未満の人口では 11.3% から 10.2% に低下し、15～64 歳の人口は 56.1% から 53.8% に低下、65 歳以上の人口は 32.6% から 36.0% に上昇している。65 歳以上の人口割合は新潟県の平均である 32.9% と比較して 3.1% 高くなっており、高齢化が進む中、働く世代が年々減少している状況となっている。

産業の構造では、製造業に従事する比率が 30.0% と最も多く、次いで卸売業・小売業が 18.9%、医療・福祉 13.3%、建設業 10.2% となっている。市の主要産業であるニット・織物からなる繊維産業の従業員数は製造業全体の約 4 割となっている。

市では、地場産業であるニットについて、五泉ニット工業協同組合が推進する五泉ニット地域ブランド化事業を支援するとともに、県内外に広く情報を発信し PR に努めている。

また、既存企業の活性化を図るために「五泉市工場等設置奨励条例」に基づき、奨励措置を講ずるなどの各種支援施策をおこなっている。

中小企業では少子高齢化による労働人口の減少が進み厳しい経営環境となっているが、市では引き続き、地場産業をはじめとする各種産業の振興を図るため、雇用機会の拡大や設備投資による生産性の向上の取組に対して支援していく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として投資の先端設備等導入計画の認定数は、2 年間で 10 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を提出する中小企業等の申請事業者は、先端設備等の導入により労働生産性を年平均 3% 以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市は、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象業種及び対象事業について、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

「先端設備等導入計画」の期間は3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定化を図るため、人員削減を目的とした本計画の取組は対象としない。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・公序良俗に反する取り組みや反社会勢力でないこと。
- ・認定にあたり「中小企業等の経営強化に関する基本方針」及び「導入促進基本計画」に適合することを確認するために、申請事業者追加書類の提出を求めることができる。
- ・虚偽の申請その他不正な行為により認定を受けた者は認定を取消することができる。